

平成 24 年度泉佐野市指定管理者制度評価委員会 議事録

平成 24 年 10 月 20 日（土）午前 9 時開催
市役所 4 階庁議室

◎司会

定刻がまいりましたので、只今より、平成24年度泉佐野市指定管理者制度評価委員会を開催させていただきます。私、市長公室行財政管理課長代理でございます。よろしくお願いいたします。それでは、開会に先立ち、副市長よりご挨拶申し上げます。

◎副市長

改めまして皆様おはようございます。本日は早朝よりご参加いただきましてありがとうございます。また、平素から泉佐野市行政全般にわたりまして何かとお世話になっております。また、本日は評価委員会の委員ということでお引き受けいただきましてあらためてお礼を申し上げたいと思っています。指定管理者制度につきましては、すでに皆様ご承知のこととは思いますが、本市におきましては、民間のノウハウを活用いたしまして経費削減、さらには市民サービスの向上につなげるために、これからご審議いただきます文化会館をはじめ 13 の公共施設におきまして指定管理者制度を導入しているところでございます。制度につきましては、行政が今まで関与してきた施設について、民間の株式会社とかNPO等民間団体さんが広く見直しいただくようなことができるようになったということで、制度が有効に作用するようになれば、経費の削減やサービスの向上に有利につながるということになります。また、一方では、市民の皆様の財産でもあるこれらの施設を管理者が、適正に施設管理ができていくかどうかについては、行政として十分なサービス提供が行えているのか、しっかりとチェックしていく必要がございます。

そういったことから、市におきましては、それぞれの施設の指定管理の状況につきまして、毎年度、指定管理者より提出された実績報告などをもとに、行政内部におきまして評価を行っているところでございます。そして、指定管理期間5年ということでございますので5年中に1度は、このような外部委員の方による指定管理制度の評価委員会を開催させていただいております。前は平成20年度、それから21年度について行ったところでございますが、行政の外部の視点から市を評価していただき、その結果を指定管理者の方にフィードバックし、業務の更なる改善、更なるサービスの向上を促すとともに、今後の指定管理者の選定におきましても、その内容を盛り込むことにより、より良い制度運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

以上、簡単ではございますが、本委員会の開催にあたっての、ごあいさつとさせていただきます。どうか本日はよろしくお願いいたします。

◎司会

それでは、事前にお配りしています資料の中の、資料番号1をご欄下さい。泉佐野市指定管理者制度評価委員会の要綱でございます。これは、本委員会の設置根拠となるものでして、以下、代表的な部分について説明させていただきます。

第1条で、設置としまして、公の施設の指定管理者について適正かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び市民サービスの向上に資するため、管理運営状況についての評価を実施する指定管理者制度評価委員会を置くとなっております。

所掌としまして、第2条では委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 指定管理者が行う施設の管理運営業務に係る評価に関すること。これにつきまして、本日は議論していただくということになります。

次に、組織としまして第3条では、委員会は、委員10名以内をもって組織する。また委員については学識経験者、議会議員、指定管理選定委員、利用者代表、市民等のうちから市長が委嘱する。委員長は委員のうちから1名を市長が任命する。委員会要綱第3条第3項に基づき、本日の委員長には淵本委員を任命させていただきます。

続きまして、各委員の方々のご紹介をさせていただきます。

まず、

「大阪体育大学体育学部教授」の淵本隆文（ふちもと たかふみ）委員長でございます。
「弁護士」の高階貞男（たかしな さだお）委員でございます。
「税理士」の昼馬義宏（ひるま よしひろ）委員でございます。
「泉佐野市議会議長」の辻野隆成（つじの たかしげ）委員でございます。
「泉佐野市体育協会会長」の米埜巳年雄（こめの みねお）委員でございます。
「泉佐野市長生会連合会副会長」の奥野豊一（おくの とよかず）委員でございます。

◎司会

それでは、委員長さまより、ご挨拶をいただきたいと存じます。委員長よろしく申し上げます。

◎委員長

おはようございます。本日委員長を務めることとなりました。

先ほど、副市長の方からお話がありましたように、指定管理者が市の指定します業務を適切に行っているか、あるいは独自の取り組みでサービスを充分提供しているかどうか、行政の内部から評価をするだけではなくて、本日の委員会で市民の立場、あるいは外部の立場からも評価を行うということは、指定管理制度そのものを、効果的に機能させていくうえで非常に大事なことであり、また、その評価の基準を議論することも大切なことだと思います。本日は昼過ぎまでの限られた時間となりますけれども、お互いに忌憚のない意見を出し合って、充実した会議にしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

◎司会

ありがとうございました。

引き続きまして、市の出席者の紹介をさせていただきます。改めまして、副市長でございます。

市長公室長でございます。事務局としまして、行財政管理課長でございます。同じく主幹でございます。同じく課長代理でございます。

◎司会

それでは、これから議事に移らせていただきますが、以後進行については委員長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長

議事をはじめの前に、情報公開の取り扱いについて、事務局の方から説明をお願いします。

◎事務局

本市では、市政に対する市民の理解、また市民との信頼を深めることを目的といたしまして、審議会や委員会などの会議につきましては、個人に関する情報などを審議する場合を除きまして、原則公開としております。本委員会も、傍聴できる旨をホームページにてアナウンスしております。9月4日からホームページにアップをさせていただきます。また、会議の記録につきましても、ホームページ上にアップさせていただく予定でございます。なお、発言については個人名ではなく、委員長、委員、事務局、施設担当課として発言要旨をまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長

情報公開のやり方、方法について委員の皆様ご了解いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

◎委員長

続きまして、本日の評価の対象施設、あるいは評価の内容について説明をお願いいたします。

◎事務局

その前に情報公開にて傍聴を求めるといふ申し出は、現在ございませんので報告させていただきます。
それでは、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様方におきましては、事前にお配りさせていただいております。まず資料番号1、泉佐野市指定管理者制度評価委員会要綱、資料番号1-2 指定管理者制度導入施設の管理運営の評価指針、資料番号2 平成24年度指定管理者制度評価委員会評価一覧表（前年度決算分）、資料番号3 各評価シート、あと、参考資料となっております。もし、本日、お持ちでなければ、おっしゃっていただければ、お渡しいたします。

簡単に資料の説明を申し上げますけれども、資料1の方は、ただいま説明した本委員会の設置の根拠になるものでございます。資料1-2につきましては本委員会で評価いただく評価指針となっております。

それでは、資料番号2、評価一覧表をごらんください。

これは、本委員会において評価していただく7施設の一覧表となっております。

まず、この一覧表のつくりでございますが、それぞれの指定管理施設ごとにナンバーを附てでございます。

その右に担当課名、施設名、指定管理者名称、評価区分で、自己評価とは指定管理者の自己評価で、市の評価は、副市長及び各施設担当部長から構成する市内部組織の指定管理者制度審査委員会での評価となっております。そして、本日の委員会評価欄となっております。網掛けになっている部分を協議いただくものです。

さらに右に運營業務、維持管理、利用状況、収入状況、収支状況、運営体制、独自の取組で7つの区分毎に1～5までの評価を入れ、総合評価はその平均値となっており、一番右には総合評価の所見を入れております。

各項目の評価ランクでございますが5段階のうち「3」が良好で概ね仕様書どおり、また「4」は優れている。「5」は特に優れている。

逆に2は一部良好でない、「1」は良好でないというランクでございますが、今回の市の評価としましては、「1」及び「5」の評価はございません。

その評価の説明は資料番号1-2の2枚目「4」で評価ランクという欄がございまして、それどおりの評価を入れてございます。

説明は以上でございます。

◎委員長

それでは、議事の進め方ですが、資料番号2の一覧表の番号の各施設番号の順番で市の評価のところの説明を事務局の方からしていただき、質疑応答にてこの委員会の評価を決めていくという順番で行いたいと思います。それでは、評価項目が7つありますが、まず、運營業務と維持管理この二つだけ説明いただいて、一旦質問等お受けするというようにして、中身がわかってまいりましたら、通して説明していただくかも知りませんが、最初はゆっくりスタートしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

◎委員

委員長がおっしゃるとおりなんですけど、我々いろんな立場で参加してはいますが、現物を見ていないということで、少し具体的に市の評価について、公共施設ごとに分かりやすく説明をいただいて、お聞きしながら判断していくというところが多いものですから、そこをご配慮お願いしたいと思います。

◎事務局

それぞれ施設の評価を説明する前に、まず施設の概要的なことを2、3行ぐらいでまとめてございまして、評価シートの方では、一番上の概要というところを目に入れていただきながら説明を聞いていただく、その上でそれぞれの運營業務、維持管理業務、利用状況等々につきましてこういう理由で「3」の評価しました。どういう理由で「4」の評価しました。という説明の流れにしてございまして、評価シートの順番にこう見ていただきながら説明を聞いていただきたいと思います。

【市立文化会館】

◎委員長

それでは、まず、文化会館から最初の2つの項目ですね、説明をお願いします。

◎事務局

説明員として施設管理課の担当を紹介いたします。政策推進課参事でございます。

それでは、一覧表のナンバー1番の市立文化会館について説明をさせていただきます。

この市立文化会館につきましては、市民の文化活動の振興及び鑑賞事業など文化に触れ合う機会を提供し、地域文化の創造に寄与することを目的として、直営施設である中央図書館、生涯学習センター、歴史館いずみさのとの併設とする施設となっております。平成22年度から再選定を行っております。

当初、これらの合わせた4施設全体の施設管理部門を一元管理するため、総合文化センターの開設にあわせ、財団法人泉佐野市文化振興財団を設置し、文化会館については運営管理のすべてをここに委託、生涯学習センターなどの他の3館は施設管理部門をここに委託してきた経緯があります。現在指定管理者制度のもとでは、文化会館については指定管理者、他の3館については施設管理部分をこの指定管理者に委託している形態をとっております。

その実施状況につきましては、参考資料の冊子の15ページ以降に指定管理者からの実績報告として記載しております。

貸館・チケット販売の受付時間延長や、利用希望者の公開抽選など適切な運営業務が確保されており、仕様書を満たしていると評価し、評価ランク「3」としたところでございます。

続きまして、維持管理業務については、清掃、警備、設備機器の定期点検、舞台管理業務など仕様書どおり適正に行われているほか、地下駐車場の改札の改修や節電や節水の取組み、防災訓練の実施等を評価し、評価ランク「4」としたところでございます。

◎委員長

ありがとうございます。まず最初の2項目について運営業務、施設維持管理業務、市の評価は「3」と「4」ということで理由も少し説明していただきましたけども、今の説明につきまして質問とかご意見ございませんか。

運営業務は仕様書どおり、維持管理は経費の削減の努力と駐車場の改修、あるいは防災訓練の実施したところを評価したということですけども、特にご意見がなければ委員会の評価は一応、市の評価どおりということにさせて頂き、項目間で関連がある場合がありますので、最後にもう一度何かご意見があれば伺いますということ、評価の方は、「3」、「4」ということにさせていただきます。

それでは続きまして利用状況について1項目だけ説明願います。

◎事務局

利用状況では、貸館での利用率(利用日数/開館日数)で、0.4%の微増でございますが、施設利用者は大・小ホールを中心に前年に比べ27,200人(約12.3%増)となっているため、市の評価は「4」でございます。

◎委員長

ありがとうございます。運営状況、維持管理状況を見るうえで、利用状況は非常に重要な項目であります。市の評価は「4」ということですが、何か質問とかご意見はございませんでしょうか。

利用者は微増ですが、利用日数を開館日数で割った数字になります。それでやや良好ということで、自己評価は「3」ですが、それより市の評価は少し良い評価ですが、特にご意見がなければ、市の評価どおり「4」ということにさせていただきます。

それでは続きまして収入と収支の項目について引き続き説明をお願いします。

◎事務局

それでは、収入状況と収支状況について説明させていただきます。

収入状況は、概ね例年どおりの収入となっており、評価は「3」でございます。

収支状況は、人件費では、市職員と同様8%カットの実施や施設管理の委託料、リース料などの経費削減に努め、収支は黒字となり、その結果、公募の際に提案どおりに収益から退職給与引当金を除いた2分の1を清算額として2,867千円の戻し入れを行ったことから、市の評価としては評価ランク「4」としたところでございます。

◎委員長

収入と収支についてご質問等ございますでしょうか。

◎委員

今年度は基本財産の取り崩しの収入が9,280万円あって、市への寄付が5,000万円、差額は4,280万円となります。収入が増えているということになってはいますが、当期収支差額が約3,100万円ということは、基本財産の取崩しと市への寄付、その2つを除いたら実質マイナスとして考えていいですか。

◎委員長

それは収入のお話ですか、それとも収支のお話ですか。

◎委員

収支の話です。今後、取り崩しは今年1年だけと思うんですが、退職給付引当金を次年度もされるでしょうし、市への寄付もあと4,900万くらいする必要があるので、今後も厳しいかなと思われませんが、その辺はどうでしょうか。

◎担当課

基本財産9,280万も含めまして、一般財団法人、公益法人改革の中で一般財団法人の方へ移行することを理事会評議会の方で決めさせていただき、市の方へ特定寄付という形で3年間取り崩してまいります。そして、平成23年度は5,000万、24年度で3,000万、25年度で残り1,900万を取り崩していくという計画で、一般財団法人へ移行していくそういう条件がございまして、計画を立てて進めております。また、基本財産がなくなると収支が悪くなり、指定管理料と貸館の利用料金で事業をやりくりしていくということが厳しい状況になるんですけども、市の状況も厳しい中で、市の方へ特定寄付をし、財団の方でも工夫をしながら運営をしていきたいと考えております。

◎委員長

寄付と取り崩しの状況が僕には理解できないので、しくみというか動きを説明いただけませんか。

◎担当課

全国では、平成25年11月までに公益法人の改革で一般財団法人か公益法人の方に移行する形になっております。それまでは、各都道府県が公益法人の認定を行っておったんですが、各都道府県でその認定がばらばらでした。それを統一的に移行する基準が定められ、その期限が平成25年11月ということです。このような中で、いち早く財団として、一般財団法人の方へ移行し、市の財政健全化計画の中で、市の方へ基本財産を返還ということがありましたので、そういったことも考え合わせまして一般財団法人へとしています。

◎委員長

基本財産を市へ移さないといけないということですね。

◎担当課

それは財団の理事会、評議委員会で決めて、3年間で特定寄付という形で行います。

◎委員長

取り崩しというのが理解できてないんですが。

◎担当課

9,280万円の基本財産があったんですが、それを市の方へ寄付するためには、その基本財産を、一旦取り崩しをするという作業が必要だということです。

◎委員長

取り崩しという概念が理解できてないんですが。

◎副市長

財団の会計上、基本財産になっている部分は別なので、それを運営の方に回してくるには取り崩ししなければならないということで、財団の中の話です。

◎委員長

動かせるようにするということですね。委員の質問はどういうことだったのですか。もう一度お願いできますか。

◎委員

平成23年度の収支の中では、基本財産取り崩し収入が9,280万円、支出として、寄付が5,000万円あり、4,280万円プラスになってますが、当期収支差額は約3,100万のプラスです。ということは4,280万のプラスがなかったらマイナスだったのではないかとということがひとつと、来年度以降、市への特定寄付は3,000万円、及び1,900万円必要になる。それに対して基本財産はもう取り崩せない、退職給与引当金は次年度以降も出てくるだろう。ということからすると来年度以降は厳しいことになるのではないかとと思われるわけです。

◎委員長

それに対して回答をお願いします。

◎市長公室長

基本財産の部分につきましては、一般財団法人への移行にあわせまして、その基本財産をどうするのか計画を作らないといけないということで、5,000万円、3,000万円、1,900万円を市に寄付をして基本財産を処分してしまいます。これとは別の動きで、財団の収支としては、基本的には市の方から4施設の施設管理費も含めて、かなりの金額で財団の方に委託をしている指定管理料としてお支払いをしますので、そこで最終の年間の収支でいわゆる残が出た場合、財団として黒字となる見込みとなって、その2分の1について、そこから退職給与引当金を引いた残り2分の1を市に返しましょうというのが財団側からの提案としてございまして、基本的には残った退職給与引当金の分とその残の2分の1は財団の方に残っていくという収支設定をさせていただいておりますので、よほどのことがない限り、基本的には大きなその委託料のいわゆる落札減といった部分での予算残の黒字分というのが基本的に生じてくるということなので、先々の収支というのは、そんなに厳しいものではないと思っています。それで、9,000万円を段階的に市に返すというのは、あくまでその許可をしていた大阪府の方が、すぐに全部返してしまうとキャッシュフローの部分が苦しくなるのではないかと、ということがあったので、徐々に返しましょうということでそれぐらい出させていただいているのですが、基本の年間収支については、今申し上げたとおり総額の委託料の中で努力して経費節減していくとかで、予算残が基本的に生じてきますので、その2分の1は財団の方に残っていくという設定をさせていただいております。

◎委員

来年以降、基本的には大幅に収支が悪くなるようなことはないような設定にあるということですね。

◎市長公室長

自主事業とかいう基本的な部分は、これまでかなり縮小してきて規模は小さくなっていますが、その範囲ですべてと事業をやっておりますので、基本的に今までどおりの事業執行をすれば、大きな予算ですから必ず執行残というのが生じてきて、その部分の2分の1は残っていく。2分の1については市の方に返

していただくという形になっております。

◎委員長

ということは、今回のその黒字分の評価が「4」でいいのかどうかという結論はどうなるんですか。

◎市長公室長

基本財産を単年度で取り崩していますから、見た目は黒字が大きく見えますが、その黒字というのは基本的には次年度、次の年度という形でなくなります。ただ、それでも、なおかつ、黒字分を出して、退職給与引当金を引いた残りの2分の1というの、僅かですけれども市の方に返していただく、というその財団の提案どおりのことをやっていたということで「4」の評価にしています。

◎委員長

残った2分の1も寄付としていずれ返ってくるという意味ですか。

◎市長公室長

単年度で清算をさせていただいて、利益の半分は、必要経費を引き半分を市の方にお返ししますという提案をいただいてそのとおりに実行していただいてということなので、市の評価としては「4」ということでございます。

◎委員

評価については、財団としての収支についての点と、市への貢献度合いを加味するという点がある。収支は、財団の経常的な収入と支出があり、余らしている分を評価する。今回の場合は財団としての収支という点よりも市へ寄付したということを重きに見て評価したとすれば、「4」でも良いのかという気はするんですが。

◎担当課

その黒字収支を生み出し2分の1というところもあるのですが、その収支状況の下の方に一部書いていますとおり、光熱水費等の削減を計画的に行っております。そういった削減の努力に対しても評価をしまして「4」の評価を入れさせていただいております。

◎市長公室長

基本財産の取崩の部分を除いて、さらに退職手当引当金を引いて、なおかつ280万円かを返している。基本財産部分を除いて実質黒字となっているということです。

◎副市長

その数字は説明できる。単年度収支で黒字化しているということをきちんと説明しないといけないと思うんですけども。

◎担当課

参考資料の47ページに市支出金に対する精算についてということで、文化会館の備品、修繕料につきましては4.市支出金に対する精算についてのところになります。平成23年度の精算額につきましては全体で2,866,678円になってございます。文化会館の精算額の備品修繕料については210,266円。市の先ほど説明のありました2分の1の提案による精算額が2,656,412円になってございます。平成22、23年度はこういった黒字を出して市の方へ精算という形で戻入をさせていただいております。

◎委員長

前年度、その前も同じような形でやっていたということですか。

◎担当課

はい。

◎委員長

過去の経緯とか将来的な繰越を含めて「4」という解釈になるわけですかね。もちろん単年度では「4」ということになります。

◎委員

今説明いただきました47ページの什器備品費・修繕費の精算は、実際かかった額との差額等を返しますということですね。年度繰越金の2分の1の265万円というのほどこを見たらいいんですか。この倍の530万円ぐらいの金額がどこかに出ているんですか。

今説明いただきました47ページの什器備品、修繕費の精算は、実際かかった額との差額等半分返します。年度繰越金の2分の1の265万円というのほどこを見たらいいんですか。この倍の530万円ぐらいのほどこかに出ているんですか。

◎事務局

資料の66ページをご覧ください。

ここで備品と修繕料は予算と支出額がございまして。その差額分が市の方に精算しますと。まず1番が備品と修繕費に対しての精算がございまして。下のところですが、文化振興事業費、施設管理費、人件費、その他の4つの区分に分けてますが、収入と支出がこのようになってございまして、差額として施設管理費では1,500万円、先程の委託料の節減とかそういったもので1,500万円出ております。人件費につきましても4,900万円の収入で、支出が4,400万円、これは市の人件費のカットにあわせて人件費もここまで抑えたので、これだけの差額が出てますということになってます。こういった中で差額を生んで市の方に2分の1部分は返還をしていこうという形での収支状況の努力分となってございまして。

◎委員長

そういう説明ですけどもどうでしょうか。収支の分は取崩も含めてというのは間違いなさそうなんですけども、努力などを評価して収支は「4」ということなんですけどもよろしいでしょうか。(他に質問がなければ…)

◎委員

収支で、財団の方に地域創造からの協力金の獲得ができなかったことから、286万円減になってるんですが、これ毎年予算では、協力金が入るということで収入に入れてあるんですか。

◎担当課

協力金の確保については非常に厳しくなっておりますが、22年度は15周年記念という節目でつけていただいているケースでございまして。ただ色々各種補助金については、手を上げて積極的な動きは毎年させていただいております。

◎副市長

事業をしてそれに対して補助をもらえますから、自由に使える補助金ということではないので、その認定を受けないとなしということで、毎年あるものではなくて10周年とか記念行事の方がもらいやすい、というそういう性格のもので。

◎委員長

それでは、委員会の評価は市の評価どおり「3」と「4」ということにしたいと思います。それでは、運営体制と独自の取組みについて説明をお願いします。

◎事務局

運営体制につきましては、プロパー職員の退職についての補充を非常勤職員にするなどのスリム化を図ったことなどから、評価は4としております。

次の独自の提案の取組み状況ですが、これらは、財団自身の発意によるものであり、来館者のアメニティ向上として授乳室を1階玄関横に設置したため、「4」の評価としたところでございます。

◎委員長

両方とも「4」ということなのですが、ご質問等ございませんか。

ないようでしたら委員会評価は市の評価どおり「4」と「4」とさせていただきたいと思えます。

これで項目の評価が終わったわけですが、全体を通じて何かご質問とかご意見とかございませんでしょうか。

◎委員

授乳室の設置等、アメニティの向上を図っているのは分かるんですが、友の会会員の減少が続いているんですが、その会員の促進なりそれを増やすなどの広報とかしているのですか。

◎担当課

友の会の会員広報については、やはりサポーターということで工夫をしています。友の会の生の声を聞く意見交換会も開催し、その意見を反映させて、色々な事業とか展開させていくという形で確認しております。

また、広報につきましては、一定期間入会キャンペーンというのを設けまして、年間2回広報をやってございます。特典につきましては、色々な食事の割引の特典でありますとか、そういった工夫をしながら薦めているところでございます。

◎委員長

友の会というのはどんな会でしたか。

◎担当課

友の会は入会をしていただくとチケットを事前に安く購入できたりといった特典ございます。

◎委員長

入会料は必要ですか。

◎担当課

入会金は500円、年会費が1,000円になります。入会キャンペーンのときは入会金をただにするというキャンペーン期間を設けて会員の増員を図っていくという形です。

◎委員

友の会の会員の意見交換が、年2回あるのですが、たくさんいる会員の中で、どうして1名2名とかに指定しているのですか。そのことで評価「4」というのはどうかと思うわけです。一方で、会員の促進などをやっていただいているのでしょうか。肝心の意見交換会になると意見の反映といっても2名か3名という状態でそれでは伝わらないのではないのでしょうか。私も会員の1人ですけど、できれば教えてください。

◎担当課

他館の状況を参考に、近隣の状況なんですけども貝塚のコスモシアターが同じ年会費1,000円で480人、波切ホールは3,000円でございます。事業費が非常に多いので、会員は、波切ホールは2,400人、同等規模のところで見ますと、河内のラプリーホールは会費が1,680円となっております。この会員数が844人、八尾市プリズムホールも1,000円でございます。会員が現在769名と、各ホール厳しい状況の中で友の会の会員を1,000人以上を目標にさらに増やしていくよう努力してまいりたいと思っております。

◎委員長

今の委員のご意見は意見交換会の参加人数が、指定されて少ないんじゃないかとのことですよね。

そのことについて何か理由はありますか。

◎担当課

意見交換会について、非常に集まりが悪いところでした、友の会の催し物にあわせて開催してはどうかということも、その参加人数の増える方向で考えていきたいと考えております。

◎委員長

事務局で書きとどめていただいて、委員会でそういう意見が出たということ添えるということにさせていただいてよろしいですか。

評価の方はどういたしましょうか。少し甘いんじゃないかという意見がありますけども。

いろんなことを政策推進課もそう評価されておられると思われまますので、評価どおり、委員会も「4」がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは全項目一応終わりましたので総合評価は平均値ということなので「4」ということになります。それでは文化会館については終了させていただきます。

※政策推進課より事後訂正あり

◎市長公室長

文化会館の友の会意見交換会で、入室制限をしているということでありましたが、財団の方に確認しましたところそういったことはしておらず、広く一般会員の全員の方が来ていただくようにしていますとのことです。修正をさせていただけたらと思います。

◎委員

来ないということですか。

◎市長公室長

年2回位はやっておりますが、10人前後の会員さんしか来られていないというふう聞いております。

◎委員長

何かの理由で行き違いがあるということ？

◎市長公室長

例えばチケットを購入いただく場合、お一人3枚までですよ、とかそういう制限は勿論かけさせていただいておりますが、意見交換会に何人しかだめといった制限はかけておりません。

◎委員

それはそういった変更がされたということですね。現在は知りませんが、今から10年程前は制限があったように思いますが。

◎担当課

意見交換会は、今から3年前位にはじめたもので、指定管理に臨む前に生の声を聞いていこうということで始めたものです。チケットの先行購入の割引については、3人までという形でさせていただいております。

◎委員

友の会の割引特典など以前はなかったが、現在はいろいろあるということですね。わかりました。

◎委員長

ということで、先程の委員会としての意見を添えさせていただくといった内容については、削除させていただくことといたします。

※後日、委員より友の会意見交換会の発言の訂正の申し出がありました。

【市立社会福祉センター及び市立老人福祉センター】

◎委員長

続きまして、ナンバー2番の社会福祉センターと老人福祉センターですが、こちらも最初の2項目についてまず説明願います。

◎事務局

それでは、市立社会福祉センター及び市立老人福祉センターについて説明させていただきます。

その前に説明員をご紹介させていただきます。高齢介護課長でございます。同課主幹でございます。同係長でございます。

この施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成22年度から再選定しています。施設の機能としては、いろいろな社会福祉団体のセンター機能と高齢者の方が集う、憩いの場として老人福祉施設としての機能を併せ持った施設となっております。

運営業務においては、仕様書に準じて実績等が報告されており、仕様書を満たしているとの判断から評価ランク「3」となっております。次に維持管理業務については、有資格者の職員により外部発注に頼ることなく、こまめにメンテナンスが行き届いておりまして、施設案内表示板の設置、衛生設備の改修などを行っていることから、ランク「4」としてございます。説明は以上でございます。

◎委員長

ありがとうございます。では最初の運営業務と維持管理業務の2項目につきまして「3」、「4」という評価の説明ですが、ご質問等ございましたらお願いします。

維持管理業務は、有資格者の職員を採用して自前でいろいろやっているということで、節約になっている点を評価していると言う説明でしたが、市の評価どおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、委員会も「3」、「4」の評価とさせていただきます。

続きまして、利用状況について説明をお願いします。

◎事務局

利用状況は前年度に比べ減少していますが、平成21年度から比べると増となっていることから、年度変化の範囲として評価は「3」ということで考えてございます。

◎委員長

ありがとうございます。利用状況について、いかがでしょうか。

減っているけれども、前々年度より増えているので「3」ではないかということですが、それでは委員会評価も「3」ということにさせていただきます。

続きまして、収入状況と収支状況についてお願いします。

◎事務局

収入状況についてですが、収入については、指定管理料がほとんどですので評価は「3」、収支においては平成22年度より大幅に指定管理料を減額した中で、282万円の黒字を計上しているところですので評価

「4」としたところでございます。以上でございます。

◎委員長

ありがとうございます。収入、収支状況については、いかがでしょうか。

◎委員

職員は何名でやっているのですか。

◎担当課

管理職員として1名、事務パートとして仕様書上は2名となっていますが、実際は3名おりまして、うち2名が週のうち半分ずつ出勤しており、実質は3名ですが、2名分の仕事を3名で分けてしていることとございます。

◎委員長

他にございませんか。収入のところ「3」の評価の説明が指定管理料がほとんどだということだったんですが、ということは評価は「3」から動かないというようなことの説明だったんですが、動きようがないというのは僕もよく分からないのですけども。他の理由で大幅に増えるというようなものがないということなのでしょうか

◎担当課

貸室の利用料は、以前は市の方で収入となっていたのですが、22年度から、指定管理者の収入に変わりました、社協の方に入っております、若干ですけれども以前と比べては収入が18万円、21年度が13万円ですので若干ですけれども増えてございます。

◎委員長

それは評価するほどではないという評価ですね。

収入が「3」、収支は自己評価も両方とも黒字が2年連続で250万円、300万円近くでているので「4」ということでよろしいでしょうか。

◎委員

22年度より大幅に指定管理料を減額したという中で、それでも282万円の黒字を計上したということなのですが、利用人数が少ないということですね。収入が減になるということは、いずれにしても利用率が少ない箇所…。

◎担当課

減にした理由ですか。

◎委員

理由は利用度が少なかったから減ったということですか。

◎担当課

21年度までは18年度からですね4年間指定管理の期間がございまして、22年度から新たな指定管理の指定する時にですね、市の委託料を見直したということとございます。市の財政難ということで市の委託料を減額して、工夫してやって下さいということで、お願いをしたところとございます。利用率が低いから減らしたということではなしに、市の事情が一番大きいのかなと思います。

◎委員長

22年度、23年度も減額になっているんですか。

◎担当課

なっておりません。

◎委員長

それ以前はどれぐらいですか。

◎担当課

21年度の委託料が33,478千円ですので、750万円ほど減額しております。

◎委員

市ではそういう対策を立てたということでしょうか。人数そのもの増減によって数字がどうのこうのではなく、市はこれらに関する事で、補助したということですよ。我々が思うのは、もう少し利用度を増やせば収入が増えるから、それは今後の運営方針につながると思います。

◎担当課

ただ、施設自体が市の施設ということで、特に老人福祉センターにつきましては、利用料をとってはいけないということになっていますので、収入として入る分は、福祉センターの貸室部分だけということになりますので、かなり努力していただいても収入は飛躍的には伸びることはないのかなと思います。

◎委員

一般の高齢者の利用については、60歳以上なので、施設の会議室なんだけど、一般の方々に、ここにもこういう会議室がありますよというのが意外と知られていないと思う。

◎委員長

そのあたりは委員会の意見としてですね、会議室が利用できますというPRをもう少ししていただいて、それが収入にもつながるということで、そういう意見があったということで取りまとめていただきたいと思っています。ほかにご意見はございませんか。それでは委員会評価は市の評価どおり「3」と「4」ということでよろしいでしょうか。

それでは続きまして最後の2つの項目について説明をお願いします。

◎事務局

続きまして、最後の項目になりますけど、運営体制ですが、施設管理業務での有資格者の採用により、効率的な運営という実績から評価「4」としております。独自の提案状況の欄では、利用者の趣味発表の場としてロビー壁面にギャラリーを設置、また高齢者等に優しい施設に取り組み、スロープや扱いやすい机やいすを設置、資料にはございませんが、臨時駐車場の確保などフレキシブルな対応を行っているため評価「4」としております。総括の評価としては、管理運営状況も良好でありまして迅速な施設管理面での対応や経費削減にも努めていただいているというところで「4」の評価としております。

◎委員長

運営体制、それから独自の取組、両方とも「4」と市の評価ですが、いかがでしょうか。

◎委員

独自の取り組みということですが、高齢者にやさしい施設に取り組むとか、研修会にとか、これは普通ではないかという感じがします。こういう施設にふさわしい独自の取り組みとして、もう少し詳しい説明がありますか。

◎担当課

昭和48年築の建物で古くございまして、ところどころバリアフリーというところがあまり考慮されていない部分がございます。そういったところを指定管理者の費用をかけましてバリアフリー化したり、あるい

は扉を自前でつけてもらったり、高齢者にとってはやさしい施設、それとギャラリーをロビーの方に設けさせていただいて各クラブの方がそこに作品を展示できるように、意欲を高めて高齢者の引きこもり防止や活動の活性化というのを図っているということでございます。

◎委員

自前でされているというところが、独自の取り組みとしてやっているということでしょうか。

◎委員長

当然やるべき内容なのか、評価できるような独自の取り組みとするのか、その辺の基準というのは、難しいでしょうけど。

◎担当課

施設の仕様以上のことをしていただいているところを評価させていただいたということです。

◎委員長

仕様書では書いていないような、細かい点とか、そういうところですね。

◎委員

今言われた昭和48年に建てられて、それから平成23年ずっと40年かなり老朽化している。南海地震のような大きい地震のときにはどこが落ちるかというような、冗談めいた話もあって、確かに補強、継ぎ足しでエレベーターも建てられました。そういうことで、耐震についても子供さんのために学校の耐震が優先と思いますけど、高齢者のためにも耐震の対策について、運営の中でも配慮いただきたい。

◎副市長

おっしゃられるとおり社会福祉センターだけではなくて、この庁舎自身も新耐震基準の前に建てられたということで、耐震に耐えられるかという部分では分かってない状況でございます。市内の公共施設の全施設につきまして、27年度までは学校中心で耐震を進めていく。それ以降につきましては、今後の公共施設の長期の維持管理に関して、どこをどの程度でどうしたらいいのか全体の計画を立てていくという考えのもとでチームを組んでそういう計画をもっております。財政難のところもございまして、思うところまでできないと思いますけれども、それを心がけて、全施設について見直しをしていく考えでやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎委員長

意見として一応添えていただいておりますか。耐震性が問題だとできるだけ早く対策をお願いしたいということでしょうか。ほかに何か意見等ございますでしょうか。

それでは運営体制は技術者の雇用等を評価して、独自の取り組みは高齢者に配慮してプライベートでやっているということで「4」という市の評価、委員会の方も市と同じ「4」という評価でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では、総合評価は平均値ですから「4」ということになります。

全体についてはよろしいですか。

(異議なし)

【かんがい排水施設】

◎委員長

それでは3番目の施設に移りたいと思います。
かんがい排水施設についてよろしく願います。

◎事務局

説明に入ります前に、説明員の紹介をさせていただきます。農林水産課長でございます。同じく同主査でございます。

それでは、一覧表のナンバー3の市立かんがい排水施設について説明をさせていただきます。

◎委員長

同様に2項目の説明をお願いします。

◎事務局

この施設は、土地改良法に基づき設置される、農業用用水を引くための、ため池、堰、パイプライン、それらを制御する事務所などからなる総体を指す施設であります。大阪府によって設置された施設であり、その利用範囲が田尻町に及ぶため、泉佐野市が公の施設条例を制定し、管理主体の形式をとっております。本来、泉佐野市域内のみの施設である場合は、その市域の土地改良団体が直接管理を行う、いわば、農業用水利用者による、農業用水利用者のための、農業用水利用者の施設でございます。市としては条例設置している要件からの評価にならざるを得ない側面がございます。

続きまして、運營業務、維持管理どちらも仕様書どおりのものとなっておりますので評価「3」ということになってございます。

◎委員長

仕様書どおりということで「3」という評価でございますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

委員会評価も市の評価どおり「3」ということにさせていただきます。

それでは利用状況について説明願います。

◎事務局

利用状況についても良好で評価「3」ということで、内容的には良好な降雨状況により年間を通じて用水の供給ができたという部分で評価「3」となってございます。

◎委員長

水を使うということになる訳ですよね、利用状況というのは、あるいは供給をしたということになるんでほかの施設とはちょっと違うということですが。

指定管理者の団体は、利用される方々でつくっている団体でしょうか。

◎担当課

制度自体はもともと農業用のパイプライン、このかんがい排水事業は空港連絡道ができるときに、水路が分断されるために、ひとつ大きなため池、新滝の池というため池がありまして、そこからパイプラインといいますが農業用水を送るという形の事業です。事業主体は大阪府でございまして、市の方へ一旦いただき、そこから管理運営はひとつのかんがい排水事業という事業団体で受けたもので、もう一個では昭和52年事業で合理化用水事業という、同じように空港連絡道から大阪側の事業と同じようなパイプライン事業をやってきました。その2つを一つに集めて用水運営協議会という形で、そこがすべてパイプラインを一式に業務を行っている、今、言いますようにかんがい排水事業につきましては、空港連絡道ができて水路が海側といますか山側に流れないそういうのを防ぐために池をひとつこしらえて、その維持管理を行っている、管理しているのは、今いいました用水運営協議会が平成15年に設立して建物の中で管理運営をしているところでございます。

◎委員長

用水運営協議会というものの性質といいますかそれをお聞きしたつもりですが、それは利用者でつくっているようなものではないということですか。

◎担当課

委員さんはすべて、各改良区の団体さんで、専門といいますかそういう形を3名、後でも出てきますけども雇って管理運営を事務局を含めて3名でやっているという状態です。

今お配りしたパンフレットですけども、後ろ開いてもらって一面地図になっていると思いますので、地図のほうを見ていただきますと、赤い部分と青い部分、これが、かんがい排水事業の部分です。緑と柿色の部分の部分は合理化用水事業という形で昭和51年にできた事業です。今回の部分については赤の部分と青の部分を事業説明となりますが、管理運営を上の用水運営協議会、その他いわゆるパイプラインの運営管理をしているという状態です。費用については市の方は一切出しておりません。要するに、水を売って利用者からお金をいただくという形です。運営のメンバーは先ほど言いましたように各改良区の理事長が委員さんで、3名を専属のプロパーとして雇って、その運営協議会で事業を行っているということでございます。

◎委員長

改良区とはどういう団体ですか。

◎担当課

土地改良区とは農業団体で、地区地区で農業団体がありますので。

◎委員長

改良区の理事長さんというのは水の利用者ですよ。

◎担当課

はい、利用者です。

◎委員長

要するに、利用者でつくっている団体という解釈でよろしいですね。

◎担当課

そのとおりです。

◎委員長

利用状況といわれても自分たちが利用するために色々と考えてやっているような感じかなと思っていたんです。

利用状況についていかがでしょうか。

◎委員

私もちょっと分かりにくいのですが、改良区さんに、地区地区の改良区があるみたいな、そこに用水運営協議会というところが、水を売っているのと違うわけでしょ。要は受益者負担、会員という形になる。収入の方はどうなっているのか。

◎担当課

収入の方は、各改良区さんごとに面積割というのがあるんです。田んぼがこれだけあるから1反あたりいくらという形で、それをひとつもらうのと、かんがい排水事業の方は新滝の池の方の水が満水で50万トンですけども計算上、渇水時期が17万トンしか入らない時期があったため、その分の割り当てでお金をトン5円でその受益者さんからいただくという形の収入になってございます。

今、委員さんが言われたとおり、池の水を売ってその協議会にいただくと、あとは1反割りといいますか、1反あたりいくらでいただくという形でいただくというのが収入源です。

それで今の用水運営協議会といいますかその運営費を賄っているというような状態です。
委員さんが言っている、水売っているという、言い方悪いようですが、そういう形でトンあたり 5 円という形でいただいております。

◎委員

土地改良区があつて水利組合があつて、その個々に用水路に排水を流す場合はその権利を主張してきますが、国のものであつても、水路は府から市へ変わっているけれども、公の水路に排水を流すにあつたら水利組合さんらに改良区さんなりが同意を求めるとか負担金を出せとかいう話になるんで、そういうお金は全部、最終的にはここに加わるんですか。

◎担当課

そこにはいきません。それは各改良区、水利組合さんが持つといいますか、それはあくまでも水路の維持管理費という形で改良区さんが今開発とかそういう場合のお金を各改良区さん、水利組合さんで持ってもらっています。

今いう用水運営協議会の財源というのは、先ほどいいましたように各地区地区で今までのデータベースから考えて面積あたりで、ここの改良区は何立米、何トン使うというデータが出ていますので、その分を掛ける 5 円でいただいております。改良区自体は各地区地区の水利さんがいますので、その水利さんについては改良区でまとまって用水協議会の方にいただいている形になっています。5 つの改良区があります、水利さんは水利さんで土丸と樫井と岡本があります。そこも金額は、面積割とトン数というかいくら使っているか分かりますので、その分を掛ける 5 円で収入としていただいておりますので、先程の水路の開発のときにいただくお金がここにくるのではありません。それは、別の話となります。

◎委員長

ややこしいですけど、よろしいですか。
利用状況、水の利用状況は「3」という評価でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは収入と収支について説明をお願いします。

◎事務局

続きまして説明いたします。

収入状況は、利用者からの水の利用料金や各水利組合からの負担金等で賄われており、市からの指定管理委託料はございません。収支では 10,347 千円の積立金を出していますが、これにつきましては将来的な施設の改修などに備えるためのものとなっております。評価は「3」となっております。

以上でございます。

◎委員長

両方とも「3」という評価でございますけどもいかがでしょうか。

◎委員

繰入金とは何でしょうか。

◎委員長

繰入金はどこにありますか

◎委員

収入の部で。

◎担当課

こちらのかんがい排水事業の管理につきましては、収入について、地元からの用水使用料、水代とあと面積割で基本的な部分は賄われている訳なんですけども、それに本来、元々府の事業の用水運営協議会ができるまでの、それぞれかんがい排水事業の基金というか積立金というのがございまして、そこから補填している分です。あとの支出部分を賄っているという、現実的には受益者からとっている分プラスアルファの今まで貯めてきた分からの繰入金をもって収支ゼロとしているのが現状となります。

◎委員

いくら位あるんですか。

◎担当課

基金の額はかんがい排水事業だけではなくに用水運営協議会ということで、全体で約3億ということですよ。

◎委員

これをずっと毎年取り崩している。

◎担当課

根拠はパイプラインはまだ新しいですし、年々老朽化になってきまして修繕の方がこれから更に増えてくるであろうという考えのもとに基金の分を取り崩してあてているというものと用水協議会から聞いております。

◎委員長

今の基金は用水協議会が持っているということですか。

◎担当課

そういうことです。

◎委員長

他に何かございませんか。

平成23年度に収入が1千万近く減っているんですが、これは何か理由があるのですか。

◎担当課

それにつきましても大きくいいますと繰入金が1千200万円ほど収入減となっています。

◎委員長

平成22年度は繰入れがなかったということですか。

◎担当課

基金の取り扱いですが、元々用水運営協議会、かんがい排水事業の今回対象の農業用水合理化事業の2つの事業が一緒になりまして、用水運営協議会になって平成22年度まではそれぞれの別々の扱いの基金を積み立てていたところなんですけども、合体したことに対しまして、基金につきましても一本の基金にして柔軟に対応していくべきだということで、22年に2つの事業協議会の基金を今後一緒にして、3年にわたってその基金を一旦取崩して繰り入れることによって、最終ゼロにいたしまして、それを用水運営協議会の基金に積立て直すという経理処理になるのですが、その後、出で積立金というのがあるんですけど、上のところの繰入金はそれぞれのかんがい排水事業の基金から取崩して残るんですけども、これについては用水運営協議会の基金に一本化するということで、その初年度が平成22年度だったということになっておりまして、繰入額、繰入金の出の積立金が平成22年度は増加した、平成23年度以降については、だいたいこのような形で推移していくのではないかと考えております。

◎委員長

わかりました。

他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは委員会の評価も市の評価どおり「3」と「3」ということにさせていただきます。

最後に2項目について説明をお願いします。

◎事務局

最後の2項目になりますけれども運営体制、その他独自の取組についても「3」となっております。運営体制についても職員2名、顧問1名による運営ということで変わりございません。またその他独自の取組についても節水対策として水利委員会の設置による新滝の池の用水の運営協議という形で変わりがございませんので「3」という評価になってございます。

総合評価で申しますとこれにつきましても年間を通じた水供給は良好であるというようなところから「3」の評価としております。

◎委員長

ありがとうございます。両方とも3ということですが、いかがでしょう。基本的に水が供給できていれば、うまくいっているという考え方なんではないでしょうか。ございませんようでしたら委員会評価も市の評価通り「3」と「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

すべて「3」なので総合評価も「3」ということで、全体についてはよろしいでしょうか。

◎委員

普通の用水とは違うんですけど、水利権の話なんですけど、下水をほぼ完備している市は別なんですけど、泉佐野市とか泉南市とか下水が遅れて、まだ25%、30%のそういうほとんどが浄化槽か汲み取り式なので、その排水に関して、その水利権を主張して、浄化槽設置にあたって負担金を求めるというのは大阪府下で何市ぐらいあるのか。

◎担当課

そこまでちょっと数は即答できませんが、うちの市の場合は10年ほど前から問題になって弁護士さんとお聞きしたんですけど、浄化槽の水を流すことについては維持管理、改良区がその水路を管理しているよと水管理しているよというような形でいただく方向で返事をいただいたので、そのまま改良区の方が負担金をいただいているということです。他市の状況は今把握していないのでまた後日報告します。

◎委員

浄化槽の排水自体にお金を取るというのは違法でしょう。

◎委員長

かんがい排水施設の評価ですけど。

◎委員

改良区、かんがい排水施設があつて改良区さんがあつて、水利さんの用水を求めているんですけど、水利組合さんとか改良区さんというのが、浄化槽設置に対して一人槽いくらかお金を取っているのが違法、まだ負担金を払っている人がいるので、それが違法か、違法ではないのかを聞きたかったんで。

◎担当課

今言ったように10年前ぐらいにも、それで議論があつて新聞報道等もされたんですけど、基本的には市も含めて違法かどうか弁護士さんに相談させてもらったんですけど、名目上どういふものがあつたら、合法なのかというと、先ほどの水路の維持管理費という形でという答えしかいただいていないんです。

改良区水路については住民さんからは泥上げとか草とか苦情があれば、うちの方、市が行くのではなく改良区さんの方で表面管理をしてもらうというような形で管理していただいております。

◎委員長

よろしいでしょうか。

【りんくう中央公園】

◎委員長

続きまして、りんくう中央公園の説明をお願いします。

◎事務局

それでは、まず説明員の紹介をさせていただきます。道路公園課長でございます。同課課長代理でございます。同課主幹でございます。

それでは一覧表のナンバー4のりんくう中央公園の説明をさせていただきます。

説明は先ほどと同じような形でさせていただきます。

この施設も、りんくうタウン内に大阪府が整備、市に移管を受けたもので、施設は芝生広場や複合遊具、グラウンドやテニスコート、フットサルコートなど体育施設と駐車場でございます。

運営業務、維持管理とも、仕様書を満たしているということで評価は「3」でございます。以上でございます。

◎委員長

仕様書どおりという評価で「3」ということでいかがでしょうか。

ないようでしたら、とりあえず委員会評価としては市の評価どおり運営業務「3」と維持管理「3」ということでさせていただきます。

それでは、利用状況についてをお願いします。

◎事務局

続きまして利用状況についてですけれども、利用状況は、利用者数でグラウンドでは増加していますが、テニスコートやフットサルでは減少していますのでこのことから評価は「3」としています。

◎委員長

ありがとうございます。良好の「3」ということですがいかがでしょうか。

利用状況は利用料の収入になったのとあわせて本来は評価しないといけないかもしれないですが、テニスコートとグラウンドと、フットサルコートのそれぞれの利用料、単価はどんなものなのでしょうか。

◎担当課

テニスコートは1面1時間600円、フットサルコートは1面1時間5,000円、そしてグラウンドは1時間600円という形です。

◎委員長

グラウンドというのはかなり広いのですか。

◎担当課

野球場1面できるぐらいの広さです。

◎委員長

フットサルコートが飛びぬけて高いのでは。

◎担当課

フットサルコートに関しましては2面ございまして、昨今のサッカーブームもございまして若干利用料は利用率等は増えてございます。

◎委員長

1時間ですかね利用料5000円というのは、約10倍ですよ。ということはフットサルコートの減というのはかなり収入減ということになりますね。

テニスコートとグラウンドは単価は同じですから2つあわせるとグラウンドの利用料増加がそのままかなり収入減になっているというような感じですね。

◎担当課

先ほどこちよっと申し上げかけましたが、全体的に若干下がってございます。テニスコートもグラウンドもフットサルコートも、まあフットサルの方はまだずっとそのブームが続いていますので、まだ下がり方は少ないかなという結果が出ております。

◎委員長

下がっているというのはグラウンドは利用状況が上がっているのではないですか。稼働率ですか今下がっているとおっしゃったのは。

◎担当課

収入が下がっているということです。

◎委員長

そうですね。人で決まる訳ではないですから、稼働率ですね。いかがでしょうか。総合的に見て「3」で適当であろうという市の評価ですが。

◎委員

この利用率のところは「3」で収入が「2」というのが気になっているんですが。

◎委員長

じゃあ利用状況のところは少し置いときまして、続けて収入と収支の説明いただいて一緒に検討していただきます。

◎事務局

それでは収入状況について説明させていただきます。収入状況は市からの指定管理委託料はなく施設の利用料金などにより賄うようになっております。前年度から330万円減で前年比12%減となっておりますため、評価は「2」としたところでございます。

また、収支状況では、維持補修積立金100万円を積み立てた上で、59万円の赤字となっており、評価「2」といたしました。以上でございます。

◎委員長

収入は12%減、委託費はゼロという説明ですね。全部自前で経営をしているということ。12%減が少し不安材料となるということで厳しい「2」の評価ということですね。収支も同じようなことで積立金はあるんですが、それは将来の補修とかそういうものに当然必要だということで評価の対象になっていないということですね。いかがでしょうか。

◎委員

分かった気にはなるのですが、今のは答えになってないですね。なぜこのように違いが出てくるのか、つ

まり利用状況は評価「3」とまあまあいい訳ですよ。収入や収支がマイナスなので変えるということが理解できるかな。その原因は何なんですか。

◎事務局

利用状況につきましては、何%以上増えたら「4」であるとかですね、何%以上減ったら「2」であるとかそういった基準はなかなか設けづらい、その年例えば事業の内容とかにもよって、利用者数というのは増減したりしますので、一定の評価というのが標準的には、だいたい「3」の評価をさせていただきます。

今回、この収入と収支の状況で「2」というところなんですけれども、利用料金制を使ってございまして、一定その収入でもって出は賄えるであろうというふうな規模でございまして、やはりここで収入がかなり10%以上下がっている。しかも収支につきましても60万円ぐらいの赤字になっているということでございまして、この分につきましては良好というところまではいいがたいところで今回は「2」の評価とさせていただきます。

◎担当課

もう一度10ページでございまして、収入状況といたしましては、やはり駐車場収入がかなり200万円ほど減っていると、そして、テニスコートの80万円近く減っている。この団体に関しましては公益団体、公益法人を目指しているということですので、もうちょっとがんばっていただいて収支ゼロぐらいまで最低でもいっていただきたいということで「2」の評価にさせていただきました。

◎委員長

駐車場収入というのは分からないですけど、ここの利用者以外の人も利用する駐車場ですか。

◎担当課

特にこのグラウンドだけということではございません。ただ、テニスコートに関しましてはテニスコートの横にございまして、40数台ですが専用駐車場となっております。

◎委員長

有料ですか。

◎担当課

有料となっております。

◎委員長

周りの商業施設の集客状況にも左右されるということですね。

◎担当課

周りの方でもアウトレットとかに近いところに比較的安い駐車場もどんどんできていますので、この中央公園というのはかなりその商業施設から離れたところですのでどうしても、減が出てきているのかと推測されます。

◎委員長

そうすると先ほどのご質問の理由は、面貸し、面単価であって人がいくら増えても一面いくらということなので収入と人数とは比例しないという一つの理由ですね。

他に何かございますでしょうか。

◎委員

施設に芝生広場もありますが、その中には入れないのですか。例えば、芝生広場の中でイベントをすることはできないのですか。

◎担当課

テニスコートの横に児童公園的な芝生広場がございます。それで、当初出来た時には、いろんな歌とかイベントもやったと聞いてございますが、最近はそのようなイベントはないということで、逆に委員さんおっしゃられるように、そういった努力も取り組んで欲しいなと考えております。

◎委員

イベントをする場合は、その芝生広場も使える訳ですか。

◎担当課

充分使えます。

◎委員

見るからに広いわりにカッコ悪い気がします。こんなに広い場所があるのに、やはり収入が減になる中で、いかに収入が増えるかという企業でいうなら企業努力が必要ということですね。

◎委員長

芝生広場を使用したときの利用料はこの項目ではその他の収入のところに入るようになっているのですか。

◎担当課

その芝生広場自体の利用形態にもよるんですが、一般的な、公共的なそのようなイベントの場合は、減免措置をしております。まったく無料となります。

◎委員長

ということはPRしても、収入には繋がらないということですか。

◎担当課

ただ、そのイベントの中で占有を出しまして、きちっと目的外使用で露天商とかがくれば、その自営というんですか、自主事業の中でその中で売するような考えを持つならば、それなりの収入は上がるかなというふうに考えております。

◎委員長

ということはそういう努力も今後していただくよう考えていただく必要があるのかなということですね。

◎委員

一般の自治会とか組織の方は無料ということですか。

◎担当課

公益的な町会さんとか献血のイベントをするとか、協同の商工労働観光課が絡んでいるイベントとか、そういうものは減免して無料としています。

ただ、個人に貸すというのは、それはちょっと控えさせていただいています。

◎委員

それなりの費用で、社員の運動会を借りてやるというような元気な企業はないですかね。そういう企業があれば、有料でお貸しできる訳ですか。

◎担当課

運動会等はグラウンド等使用料を支払ってきちんとやっていただければそれで充分かと思えます。

◎委員長

他に何かご質問等ございますでしょうか。

そういうPR、提案活動の可能性も残っているということも踏まえて、市の評価は「2」なのかなというふうに理解できるところでありますので、委員会評価も市の評価どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

厳しいですが「2」ということです。

先ほどの利用状況につきましては「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは最後の2項目についてお願いします。

◎事務局

それでは運営体制についての説明でございますけれども、利用者数の変動に応じたフレキシブルな対応を行っており、評価「3」としてございます。

新たな取組につきましても、仕様書どおりということで評価「3」としてございます。

また、総合評価としましては、利用者ニーズへの対応や自主事業の積極的な取組みなどもあり、良好であるというようなことから評価「3」としてございます。概ね、全般的に良好ですし、収益改善を図ること、独自の事業についても参加者の少ないものについては再検討を行うよう所見としております。説明は以上でございます。

◎委員長

独自の取組が新たな取組に相当するものですね。

◎事務局

そうです。

◎委員長

いずれも「3」の評価、自己評価は運営体制が「4」だったんですが、その方は「3」ということでありますがいかがでしょうか。

自己評価は年中無休でやりましたと、しておりますけれども。

◎委員

新たな取り組み状況で、参加人数に問題があるのではないかと、少ないと思うのですが、この辺は取り組みに他に人数が増やせるように再検討が必要ではないかと思うのですが。

◎担当課

委員おっしゃるとおり、確かに参加者は非常に少ないです。この中で毎月、一生懸命やっているのが上から二つ目の絵手紙というのがございまして、それが毎月1回なのですが、必ず寄っていただいていると、そういう継続性もっと親しみのあるというか参加意欲の沸くような、そのような取組みを市の方としたら検討していただきたいなど、やはりもう少し努力が必要ではあると思います。

◎委員長

教室等はどこの施設を利用しているのですか。

◎担当課

りんくう中央公園の中に公園事務所というのがございまして、そこにちょっとした会議室がございまして、その中でしております。

◎委員長

一部屋ですか。

◎担当課

はいそうです。

◎委員長

分かりました。

アロマセラピーは3回で4人ですが、そのあたりをお聞きされたと思うのですが、他に何かございますでしょうか。

ないようでしたら、委員評価は市の評価どおり「3」と「3」ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

全体を通じまして、何かございますでしょうか。総合評価は平均で「3」ということになります。

(異議なし)

それでは、そのように決めさせていただきます。

【旧新川家住宅】

◎委員長

それでは、一覧表5番目の旧新川家についての説明をお願いします。

◎事務局

それでは、旧新川家の説明員を紹介させていただきます。

図書歴史課長でございます。同課主幹でございます。

2枚目の一覧表のナンバー5番の指定文化財旧新川家住宅の説明をさせていただきます。お手元の資料番号3、評価シートのページ14ページをご覧ください。この施設につきましては、市の指定文化財である旧新川家住宅の保護と活用を図ることを主眼として、指定管理者に任せている施設であります。この施設は指定管理料が約220万円と低い委託料の中で活発な活動をしていることなどから、指定管理者の自己評価は全体に高めですが、市としては他の施設と同様に客観的に評価を入れてございます。

まず14ページの上から2段目、管理運営業務でございますが、小文字のaの運営業務ですが、施設の案内説明なども実施しておりまして、指定管理者の自己評価は「4」となっておりますが、仕様書どおりとの判断から市の評価といたしましては「3」とさせていただいております。

続きまして、bの維持管理でございますが、これにつきましても、仕様書を満たしているということで評価「3」としております。

◎委員長

内容は、平均的な評価「3」ということですがどうでしょうか。

特にないようでしたら、とりあえず委員会評価は「3」ということにさせていただきます。

続きまして、利用状況についての説明をお願いします。

◎事務局

利用状況でございますが、入館者総数は前年と比べほぼ横ばいとなっており、そのことから評価「3」としております。主に、小学校の見学やイベント時の入館者を無料としていることが原因にもなっております。

◎委員長

23年度の評価ということですので、ほぼ横ばいということで、評価「3」は妥当ではないかと思いますがいかがでしょうか。

特にないようでございますので、評価どおりとさせていただきます。

続きまして、収入と収支状況についての説明をお願いします。

◎事務局

③収入状況、収支状況とも評価は「3」ということで、概ね良好となっております。

◎委員長

収入は指定管理料しかないということですか。

◎担当課

はいそうです。

◎委員長

入館料は入らないのですか。

◎担当課

入館料については、市の方に入るようになっております。

◎委員長

かわいそうな気がするが、なぜそういう風になっているのですか。

◎担当課

当初から利用料収入については、市に入れる場合と、指定管理者に入れる場合の2パターンがあるわけですが、こちらについては、当初から市の方に入れていただく形を踏襲しているものをでありますが、今後は指定管理者の方にも入れていくこと視野に置いて検討したいと考えております。

◎委員長

指定管理料だけであれば、収入を評価する必要はないということになりますよね。

◎委員

資料P130の決算報告の賃金で本町49万円とあるが、これは本町の町会さんと連携なので必要なものということですか。

◎担当課

NPO法人にぎわい本舗が委託先になっているのですが、実際の管理については、本町の町会さんに協賛していただいておりますので、そちらへの管理費用として必要になるものです。

◎委員

22年度がたぶん赤字、23年度が先ほどの資料P130のとおりマイナス43,988円となっています。先ほどりんくう公園の評価で「2」であったことからすると、この場合も「2」ではないかと思うのですが。

◎担当課

赤字が43,000円位あるわけですが、それについては、NPO法人でかぶっていただいているような形になってございますので、市としての評価は「3」としております。

◎委員長

市の方に入れてもらっている入館料はいくら位ですか。

◎担当課

資料P133の入館者数についてということで、収入合計としては37,000円です。

◎委員長

ということは、ほぼ赤字を賄える位の収入があったということで、気の毒な気がしないでもないですが、そういうものも考慮して、評価「3」ということだと思いますがいかがでしょうか。

◎委員

こんなに収支がベタベタで赤字を出して、泉佐野市の町場の取り組みをやっていたにベタベタやったら、今後、指定管理を受けるところがなくなるのではないかと、努力しながらベタにしているのは市としてはありがたいが、もしにぎわい本舗さんが撤退した場合は、次に探すのが難儀するのではないかとといった懸念がちょっとある。評価はいいのですが、金銭面に何も無駄がないので、あまり出してない割にキツイお願いはできないのではないかとと思うがその辺はどうか。

◎担当課

委員ご指摘のとおりでございます。市としても非常になんか頑張っていると感じておりますが、予算的にも増やせないというジレンマもある中で、ご指摘の点も認識させていただいております。その中で出来る範囲でということでのお願いと思いますが、市としても、ともに汗をかけるところはかいて支援できることについては、さらに努めてまいりたいと考えております。

◎委員

旧新川家は、泉佐野市の指定文化財になってますよね。ということは、管理はボランティアの方がやっていると思いますが、その中で、先程の福祉センターのように、自主的に施設を改善しているということもありましたが、例えば、そのボランティアで修理をするとか勝手にはできないものなのではないでしょうか。

◎担当課

市の指定文化財でございまして、市の方では文化財保護条例を定めて取り扱いについては、きちんと行なっております。文化財部分につきましては、今のところ顕著な破損はないのですが、もしあった場合は、やはりそれなりの技術をもった者の管理のもとに、行っていかなければならないといった問題がございます。

◎委員長

ということは、先ほどの委員のご発言も含めると、あまり少ない委託料で丸投げではなくて、もう少し市の方でも考えてもらいたいということですよ。貴重なものを維持して、しかも、皆さんに見ていただかなくては役に立たない文化的な面もありますので、その辺を要望として添える形になるのでしょうか。表現はうまくできないのですが、評価については、「3」ということでよろしいでしょうか。

では評価は「3」、「3」とさせていただきます。

それでは、残りの2つの項目についての説明をお願いします。

◎事務局

まず、運営体制は、仕様書上の開館日の土日祝日以外でも事前申し込みにより、平日の対応をとれるようにしておりますので評価「4」としてございます。基本的にはこの施設は土日祝日を開けるとなっていますが、その辺はフレキシブルに対応しているところを評価して「4」となっております。

独自の取組では、地域住民、近隣商店街など協力しながら地域活性化の研究などを実施しており、「佐野町場検定事業」も実施していることから、評価「4」としております。

総合評価では、管理状況は概ね良好でございまして、自主事業としては積極的な取組みも見受けられるこ

とから水準以上ということで評価「3」とさせていただいております。

◎委員長

独自の取り組みの佐野町場検定事業とはどんな内容ですか。

◎担当課

最近、京都検定、大阪検定、尾道検定とかいろんな地域によって検定というものが、町おこしの一環としてやっているところがありますが、そういったものをイメージしていただいたらいいかと思います。佐野についていろいろな事項を取り上げる中で、そういった検定をやることが検定事業となります。ここにも書いてありますが、今はまだ、調査に着手した状況でございまして、実際に検定を行っている訳ではなく、検定の内容をどういったものにするのか調査している段階でございます。

◎委員長

旧新川家の管理とそれをどう結びつけようとしているのですか。

◎担当課

旧新川家住宅は、佐野町場の一角のガイダンス的な施設及び拠点的な施設として位置付けております。そういった施設で佐野町場検定をすることによって、佐野町場の普及につながるという趣旨でございます。

◎委員長

そういうところを評価して、評価どおりの「4」でよろしいですか。

それでは、評価どおりとさせていただきます。

全体について、何か意見はございませんか。

◎委員

旧新川家では、町場の観光案内とかいろいろやっているのはいいのですが、例えば、新川家の歴史新聞を発行して、広告をいただくことで収入になる。しいてはPRにもつながる。新川家といっているわりには、なんかその辺の工夫をして、収入の確保策なども検討してもいいのではないかと。

◎委員長

市にも頑張ってくださいとともに、指定管理者にも頑張ってください、また、PR等広告などの努力もしていただきたいことを申し添えることでよろしいでしょうか。

(全委員が異議なし)

◎委員長

それでは総合評価は「3」ということにさせていただきます。

【総合体育館・健康増進センター】

◎委員長

それでは6番目の施設に移りたいと思います。

◎事務局

それでは、説明員の紹介をさせていただきます。

体育振興課長でございます。

お手元の評価資料の15ページをご覧ください。合築施設の市立市民総合体育館及び市立健康増進センター

の説明をさせていただきます。

それぞれの施設は、市民の心身の健全な育成とスポーツの振興、健康増進を図るために設置されたもので、健康増進センターにはプールやトレーニング室などを配しております。

まず、2の1施設の運営業務については、市民への施設の貸出を適正に行っており、また、bの施設の維持管理業務につきましても、清掃、設備保守、警備、修繕など適正に行われているため、仕様書を満たしております。その結果、市の評価としては、いずれも評価「3」としております。

◎委員長

仕様書どおりということで、運営業務・管理業務とも評価「3」でよろしいでしょうか。

ご意見がなければ、評価どおりとしていただきます。

それでは、引き続き利用状況についての説明をお願いします。

◎事務局

施設の利用状況につきましては、体育館と健康増進センター合計の利用者数では平成22年度、約27万4千人、平成23年度、約27万8千人と同水準で推移しており、この点を評価して、評価ランク「3」としたところでございます。

◎委員長

総合体育館が減少して、健康増進センターが少し増えて、合計すると、ほとんど横ばいということで、評価「3」としておりますがいかがでしょうか。

それでは、評価どおり「3」とさせていただきます。

続きまして、収入と収支状況についての説明をお願いします。

◎事務局

③の収入状況でございますが、指定管理料と利用料収入と、自主事業収入と合わせたものを収入合計としており、利用料収入で目標予算額に比べて利用料約400万円少ないものの、自主事業収入で増加したため、これらのことから評価ランク「3」としております。

また、収支状況の支出についても、収支差額の462千円という若干の黒字を計上していることから評価「3」としております。

◎委員長

収入額が目標額に対してという説明ですね、こういう評価ですがいかがでしょうか。

◎委員

ちょっと教えていただきたいのですが、参考資料P166の施設管理費（共通）その他、トラブル対応費100万円の内容は何ですか。

◎担当課

これは、緊急の施設の故障があった時に、指定管理者が必要となる施設管理費ということであげているものでございます。

◎委員

実際に使ったものではないということですか。

◎担当課

中身的には人件費で、指定管理の場合、セントラルスポーツと南海ビルサービスが受益員となっております。

して、上の運営費（人件費）の社員とアルバイトというのは、セントラルスポーツさんの給料を計上しております。南海ビルサービスの場合は、泉佐野駅のところに、南海さんがお持ちの市内等で管理する全物件の管理センターがございまして、そこから緊急時の場合には、体育館にも派遣をするという提案内容となっております。そこの方の派遣費という形で計上しております。

◎委員

緊急時の待機料ということですか。

◎担当課

はいそういうことです。

◎委員長

実績というのは、最初から必ず払うという内容ですか。

◎担当課

はいそういうことです。

◎委員長

目標額とほぼ同額の収入と僅かな黒字ということで、いずれも評価「3」ということでよろしいでしょうか。

では、評価のとおりとさせていただきます。

それでは、最後の2つについての説明をお願いします。

◎事務局

まず、④運営体制では、繁忙期には適時増員をするなど柔軟な体制を組んでおり、安全管理も徹底できていることから、評価3としております。

⑤その他の独自の取組では、スクール事業やフィットネスのメンバー制度を導入するなどを行っており、さらに防犯・防災時その緊急時の具体的対応利益が生じた場合の還元で、平成23年度は6,324千円を体育館の雨もり修繕や券売機の更新、シャワー式トイレの設置などを行ったことにより、評価ランク「4」としております。

総合評価では、利用者のニーズに柔軟に対応しており、管理運営については、概ね良好であることから、市の評価としては評価ランク「3」といたしております。

◎委員長

630万円の還元を23年度に行ったということは、22年度の黒字分を使ってという理解でいいですか。

◎担当課

はいそうです。指定管理者と協議しまして、前年度の利益の1/2以上を還元していただくこととしたものです。

◎委員長

これは最初から取決めをしてということですか。

◎担当課

これは指定管理者の提案となっていたものです。

◎委員長

運営体制が評価「3」、独自の取り組みについては評価「4」となっていますがよろしいでしょうか。

22年度は1,200万円以上の黒字が出たということですよ。

◎担当課

はいそうです。

◎委員長

23年度は黒字分が減ったということですが、1,200万円が46万円になった原因は何ですか。

◎担当課

指定管理料としまして、23年度から2期が始まりましたが、前段4年間の指定管理料はほぼ1億円でございました。23年度は、今までの指定管理料の決算状況をもとに限度額を8,500万円に設定をいたしまして、4者のプロポーザルから、選定委員会の結果、7,950万円という金額を提示していただいたという経過でございます。

◎委員長

23年度に管理者の設定が行われた結果、1,200万円黒字を出したが、指定管理料が2,000万円も減額となったにもかかわらず、ちょっとの黒字出してくれたということですね。

そういうことも含めての評価で、運営体制が評価「3」、独自の取り組みについては評価「4」ということでよろしいでしょうか。よくできたなあという感じもしないでもないのですがいかがでしょうか。

なければ、運営体制が評価「3」、独自の取り組みは、前の年度の利益を還元してくれているということで評価「4」ということにさせていただきます。

それでは、全体について何かご意見はございませんか。

◎委員

体育館の受付というか、昔の学校でいえば門番といいますか、そこにおられる方は、シルバー人材センターからの派遣ですか。

◎担当課

体育館を入られて右側の受付は、セントラルスポーツさんですので、シルバー人材センターから派遣はございません。

グラウンド側の守衛室の方が、委員さんがおっしゃるようにシルバー人材センターの派遣によるものです。

◎委員

それは、市とシルバーとの直接の関係で、体育館とは関係がないということですか。

◎副市長

それは、体育館とは関係なく、公園全体で駐車場の管理をしていただくということで、シルバーさんと契約しているものです。

◎委員

プールの監視業務ですが、泉南でプールの事故があって、配置の人数というのは決まっています、人数確認などは滞りなくきちんと済ませているのですか。

◎担当課

昨年はプール事故がありましたので、今年は特に、身長制限ですねそれを健増のプールでも実施をいたしました。また、監視の人数もセントラルさんでは1名体制としていたが、人が多い時は1名では無理である

ため、必ず2名を出すようお願いをしました。また、市内4プールの身長制限をプラス20センチとしましたので、昨日、4月、9月の懇談会をもったのですが、健康増進センターのプールの子どもさんの一般利用も結構増えているという報告をいただきました。

◎委員

昨日、市と指定管理者と利用者代表との懇談会がありまして、4か月に1回話し合いがあって、いろいろ向こうからの話も聞き、こちらからも要望もする訳です。係数の面もあるが、やはり市の窓口として皆さんが見ている訳ですからね、もう少し爽やかな対応をしてほしいというような注文が利用者の中から来ている訳ですね。そういうことを体育協会19団体から意見を取りまとめて、そういう機会に話をするという形をとっていますので、ただし、良い面は、心明館が利用できなくなった分を、即座に武道室をつくってね。空手や合気道、剣道、柔道が使えるように対応したことは良いことやと思います。

◎委員長

爽やかな対応というのはどういうことですか。

◎委員

入口の受付で、邪魔くさそうに対応しているということです。スポーツする人にもしっかりマナーを守らないといけないとは言っている。スポーツマンとして難しい言葉でいうと、「却下照顧」という言葉があるのですが、これは自分の脱いだ履物の足跡をみて、スポーツの反省をするというような意味でしょうけれども、お金を出しているということで要求するばかりでなく、自分たちもすることはして、お願いすることが大切であると思います。

◎委員長

実際の話し合いの中で、そういった要望を出されているので、ここでは、そういう必要はないということでしょうか。

◎委員

はい結構です。

◎委員長

それでは、総合評価は「3」ということとさせていただきます。

【地場産業支援センター】

◎委員長

それでは、最後の地場産業センターの説明をお願いします。

◎事務局

それでは、説明員の紹介をさせていただきます。
商工労働観光課長でございます。
同課主査でございます。

お手元の評価シートの18ページをご覧ください。

この施設の外部評価は今回がはじめてでございます。

本施設は、もともと府立の施設でありましたが、泉佐野市が移管を受け、平成21年4月より指定管理制度を導入しております。指定管理の期間は5年となっており、地場産業であるタオル製造業をはじめとする繊維産業の振興を図るための支援施設で、タオル製造設備、試験検査機器の利用と貸室等施設の利用により地場産業であるタオル・その他繊維産業を支援するものでございます。

続きまして、a運営業務、b維持管理についても、仕様書を満たしているということで評価は3でございます。

ます。

◎委員長

評価「3」という説明ですが、いかがでしょうか。

運営業務、管理業務とも評価「3」ということにさせていただきます。

それでは、利用状況についての説明をお願いします。

◎事務局

利用状況では、直営時代に比べますと176人増(17.2%増)昨年度とは62人の微増となって利用者が増加しています。会議室利用は減少しているものの、小学生の施設見学及び中学生の就業体験受入れにより見学が大幅に増加、機器利用者についても一定の件数を維持していることなどを評価して、「4」としております。

◎委員長

昨年と比較すると、あるいは直営時代と比較すると増加しているため、評価を「4」としているがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは評価どおりとさせていただきます。

それでは、収入と収支状況についての説明をお願いします。

◎事務局

収入及び収支状況ですが光熱水費や委託料の見直しなどの経費の節減などに取り組んでおり、良好であるので「3」の評価でございます。

◎委員長

自己評価は「4」なのですが、市の評価はともに「3」となっておりますが、いかがでしょうか。

◎委員

使用料は10万円位ですが、単価設定はどうなっているのか。

◎担当課

会議室の利用料につきましては、部屋の大きさによって変わりますが、大体、1時間当たり500円から700円位にさせていただいております。利用促進を図る観点から市の方では、1日貸しを促進しておりまして、安い金額では2,900円から4,800円まで会議室の大小で優劣をつけております。設備の方につきましては、もともと大阪府の方で、貸付け等をしてございましたのでその金額を踏襲しております。

どちらの方も維持管理経費とかそういうものを積算させていただいて、安いものは670円から高いもので6,700円と、これは利用頻度やその機械を使うにあたっての時間数も加味させていただいておりますので、一概に、単位は1時間であったり1日であったりとの差はありますが、そういった形でとらせていただいております。

◎委員

機器というのは、パソコンが入っているのか。

◎担当課

パソコンは入っておりません。いわゆる設備で繊維産業を支援する施設ということで、タオルのテストスチーマー、撚糸機であったり、検査用のリトブラ試験器であったりとか専門的な機器の貸出です。

◎委員長

実際に生産しているところに貸出しているのですか。

◎担当課

来ていただいて使っていただく形になります。

◎委員長

会議室などの利用率や稼働率はどうなっているのですか。

◎担当課

繊維産業の中心の大阪府タオル工業組合の会員さんが、よく使われているように聞いております。ただ、利用率でいいますと、もともと府施設であった時代に事務室で使われていたスペースを会議室という形にしていますので、会議室としては、利用しづらい場所もありますので、なかなかその辺で利用者が少ないのかなというふうに考えております。大きいところでは、2階に講義室というのがありまして、そちらの方の利用が一番多いのかなと考えております。

◎委員

人員体制について、センター長、主任、警備担当、庶務を配置しているが、これだけ必要なのか。

◎担当課

こちらの方につきましては、指定管理との一体的活用ということの中で、大阪タオル工業組合の事務局も事務所として使われておりまして、それは指定管理とは別に切り離して、目的外利用ということで、部屋代は徴収させていただいているんですが、その分でタオル組合の事務的な機能も兼ね備えているということで、人数は多いように見えるのですが、実はその部分で兼務をしながらという形になっております。

◎委員長

今の説明で、事務所にしてお金は市の方に入っているとのことですが。

◎担当課

事務所の部分については、指定管理の部分ではないので、タオル組合の事務としては入るスペースについては、こちらの出している仕様書の分ではないので、除外させていただいております。

◎委員長

収入、収支状況については、いかがでしょうか。実質的には指定管理料で運営しているという説明であったと思いますが。評価「3」、「3」ということでよろしいでしょうか。

では評価「3」、「3」ということにさせていただきます。

それでは、最後の2つについての説明をお願いします。

◎事務局

4の運営体制につきましては、先程の説明にあったとおりの配置をしておりますので、評価「3」としてございます。その他の独自の取組につきましては、研究開発、技術支援事業で、地域ブランド「大阪：泉州タオル・泉州こだわりタオル」として、毎年、新商品の開発をしてございます。開発数で約130アイテムの成果を上げており、その辺の内容を評価しまして、「4」としたものでございます。

総合評価としては、小中学生の見学・就業体験の受入れ、地場産業を活かした新たな商品開発などに取組むなど、施設の管理運営は良好であるとのこと「3」の評価としております。

◎委員長

評価は「3」、「4」としてはいますがいかがですか。

独自の取り組みの新商品の開発を評価したとのことですが、管理者としてやったのか、タオル組合としてやったのか、というような区別はできるのですか。

◎担当課

区別はなかなかつきにくいと思いますが、施設自身が繊維産業の技術開発の支援となってくるので、このような施設を活用したという部分については、この施設のPRであったり、繊維産業の発展に寄与している部分であったり、この施設の設置目的に合致しますので、大阪タオル工業組合の活動とミスマッチする部分もあると思いますが、もともとのこの施設の設置目的と合致していたと考えていただければと思っております。

◎委員長

商品開発には、この施設が使われたことにまちがいはないということですよ。

その辺りを評価して、運営体制は評価「3」、独自の取り組みは評価「4」ということでよろしいでしょうか。

それでは、評価どおりの「3」、「4」ということにさせていただきます。

◎委員長

全体を通じて何かご意見はありませんか。

◎委員

泉佐野駅前にタオルを販売するところがあるのですが、あの前に地場産業の品物を陳列していますが、タオルがありながら片隅に展示されている状況です。展示については、タオル工業組合か商工会議所が管理しているのでしょうか。前から見たらわかるんですが、横からもわかるような看板を出すとか、もう少し地場産業のPRが必要ではないでしょうか。

◎担当課

特産品の展示及び管理につきましては、商工会議所をお願いしております。商品配置については商工会議所と協議してまいりたいと思っております。泉佐野市観光情報センターにつきましては、もともと市の施設の方ですけれども、駅の和歌山側にまず観光情報センターができて、その後、大阪側に市民サービスセンターと消費生活センターが半年遅れでできております。場所の方は、南海の方が賃料をとって貸しにくいところは市の方ということがありましたので、なかなか、あの施設につきましては、表から見える場所に設置できないとなっております。その辺でどういう風に工夫するかということで、昨年度、駐輪場に行くまでのスペースで観光情報センターのPRをさせていただいたり、駅前トイレの壁面を利用して、観光情報センターの場所がわかるように案内させていただいております。

また、タオル工業組合自身がいろいろ製品のPRをしていただいております。例えば、タオルのイメージキャラクターをつくっていただいたり、対外的な発信もしていただいております。また、今年の2月には、市長室の応接で、記者も呼んでPRもさせていただいております。また、おいおい市の方でも情報発信に努めていきたいと考えております。

◎委員

地方に観光に行った場合、地場産業、例えば、陶器のつくり方や工程などがあると思いますが、タオル工業組合の中に、タオルができる工程を見る施設はないのですか。

◎担当課

この地場産業支援センターが、そういう織り機や、染色の工程の機械はおいておりますので、そちらの方を見ながら説明はさせていただけるかと思っております。ただ、実際に織っているところや染色しているところについては、こちらの方では、できませんので、会員さんや関連する共同組合の会員事業所であったり、お願いをして見ていただいているというのが現実でございます。

◎委員長

今のお話の駅前の件は、この施設とは、直接関係はないという認識でよろしいでしょうか。
(はい)

他に全体を通じて何かございませんか。

総合評価については、評価「3」ということにさせていただきます。

◎委員長

以上で7件の評価が終わりましたが、全体を通じて何かございますでしょうか。

◎委員

全体を通じて感じたことですが、概ね例外を除き資料の説明については納得できるものであり、結果も出ている感じがしましたね。気分よくこの委員会の委員を努めさせていただきました。特に、独自の取り組みに対して、積極的に取り組んでいくケースが大変多かった。これは大変良い印象を持ちました。たぶん泉佐野市の積極的な姿勢の反映であろうと感じました。非常に良い気分で帰らせていただきます。

◎委員長

ありがとうございます。それでは、まとめ方について、事務局から何かありますでしょうか。

◎事務局

長時間ありがとうございました。評価一覧表シートでそれぞれの項目の数値及び総合評価結果というものをご確認いただきました。あと委員会としての総合評価所見というものが残ってございますが、これと委員会全体の総括のまとめをつくっていきたいと思っております。本日いただきましたご意見を踏まえまして、委員長と後日、相談をさせていただいた上で作成していきたいと思っております。議事録の方につきましては、しばらくお時間をいただきまして、公表の前にそれぞれの委員の方々にご確認をさせていただいた上で、もし問題がないということであれば、はじめてホームページで公表するという段取りでさせていただきますと思っております。なお、評価指針に書いておりますが、本日の外部委員会の概要と評価結果につきましては、市の方で、12月に行財政委員会というものがございまして、12月14日を予定してございます。そちらの方でご報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員長

只今の提案のとおり、総合所見欄の文言の具体的な内容と、全体をまとめたまとめについては、わたくし委員長と事務局にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(全委員が異議なし)

以上ですべての議事が終了いたしました。みなさまのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

◎副市長

どうも長時間にありがとうございました。委員長の適切な運営をもちまして、また、委員の方々のご協力をいただきまして、予定どおりの中で終わることができました。先ほど委員さんからはお褒めのお言葉もいただきましたが、正直なところご質問に対して、なかなか適切に答えられなかったところも逆に多々あったと反省しております。それにも関わらず、熱心にご審議をいただき本当にありがとうございました。この委員会でもいただきました皆様からご意見につきましては、今後の市民サービスの向上、また、次回の指定管理者設定等に役立ててまいりたい、改善をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

◎事務局

それでは、これで指定管理者制度評価委員会を閉会いたします。本当に皆様ありがとうございました。